

かいじ号

架空請求のハガキ・封書にご注意!!

手口も巧妙化して架空請求はまだまだ続いています！

県民生活センターには、ハガキや封書による身に覚えのない架空請求に関する相談が、まだまだ多く寄せられており(平成17年度約4,000件)、手口も巧妙化しています。

架空請求ハガキ例

「訴状受理通達書」・「消費料金未納分訴訟最終通告書」・「民事裁判告知通知書」・「司法処分最終通告」など、裁判手続きを装った書類名で届きます。

「給与及び動産物、不動産の差押え」のほか、「自宅へ回収に行く」などと書いて、不安をあおります。

自らは架空請求業者ではないことを装い、安心させ、身に覚えがなくても連絡させようとしています。

このような言葉のいくつかを組み合わせた名称が多くなっています。
弁護士事務所・法律事務所の名前で送られてくることもあります。

民事訴訟継続中最終警告書

〇〇番号(☆)◇◇◇-xx号

貴殿が利用されました総合消費料金未納分について
「未だ連絡が無い状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差押えを執行官立ち会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾していただきます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しては当局にて受け賜りますが、「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様の御連絡をお願い致します。

※最近、架空請求業者が貴殿の個人情報を悪用し、少額訴訟の手続きを利用した新しい手口の報告もございます。

万が一身に覚えが無い場合は、早急にご連絡下さい。
裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内

03-□□□□-△△△△(訴訟管理課)

〒100-■■■■ 東京都〇〇区◆◆町1-1-1

法務省認可番号(★)012345

民事訴訟通達執行総合管財管理事務局(組合・センター・機構)

「民法指定消費料金」や「消費料金」などの記載のみで、何の料金なのか、金額はいくらなのか全く分かりません。

通信販売で購入した商品の代金や有料サイト番組の情報料などと、以前に利用したかもしれないと思われる請求内容もあります。

誰かと相談する余裕を与えないように、本人からの連絡を求めたり、裁判取り下げ最終期日までの期間を短く設定して、連絡を急がせます。

文面に法律的な用語(ほとんどが存在しない法律・制度名)を多用したり、業者の名称に法務省(法務局)・財務省(財務局)等の組織及びその認可法人であるかのような表記を付けて、信用させようとしています。

●現在は、上記のような特徴のハガキ等を送り付け、連絡をしてきた人から、裁判取り下げの弁護士費用等の名目でお金をだまし取ろうとしています。(悪質業者は、名称・電話番号、書類名や文面を変えて次々に送ってきます。)

※テレビの地上デジタル放送の開始に便乗して、今年夏からアナログ放送対応のテレビでは番組が見られなくなるとの偽の情報で、工事費用として、お金をだまし取ろうとするハガキも現れています。

●架空請求の対処方法は、一切連絡をせず無視することです。

・あわてて連絡すると、更に余計な個人情報を与えることになります。

※身に覚えのない料金でも、裁判所からの「特別送達」と記載された封書(郵便職員から受け取る際に署名又は押印を求められる封書)の場合には、県民生活センターへご相談ください。

残留農薬等のポジティブリスト制度が始まりました



食品衛生法が改正され、5月29日よりポジティブリスト制度が導入されました。

輸入農産物から一定量以上の農薬が検出される事例があり、これまでの制度では十分な対応ができなかったため、新しい残留農薬の制度が導入されました。

ポジティブリスト制度とは

この制度により、原則、すべての農薬等について残留基準(一律基準を含む)が設定され、基準を越えた食品の販売等が禁止されます。中でも、国内外で基準値の設定がないものについては、0.01 ppm(ppmは、100万分の1を表す単位、濃度を意味する。0.01 ppmは例えば1kgの農作物に農薬が、0.00001g残留している濃度)という一律基準が適用されます。そのため、すべての農薬使用者に、これまで以上の適正使用と飛散防止対策が求められています。



残留農薬基準とは

残留農薬基準は、食品衛生法第11条に基づく食品規格で、農産物中に残留しても許容される農薬の最大上限値で、私たちが、農産物等から摂取する農薬が一日許容摂取量(ADI)を超えることがないよう設定されています。

また、農薬取締法に基づき、各農薬が残留農薬基準を超えないように使用基準(適用作物、濃度、使用時期、使用回数)が定められ、基準を遵守して使用することにより、農作物の安全性が確保されています。



制度導入に伴う農業者の取り組み

県では、農業団体、関係機関と連携し、農業者に対して、制度の周知や、農薬の適正使用・飛散防止を中心に啓発、指導を行ってきました。

また、個々の農業者においても、これまで以上に使用基準の遵守や農薬散布履歴の記帳の徹底等、農薬の適正使用に努めています。

さらに、隣接する作物等の状況に応じて、使用農薬の見直し・周辺の農業者への散布日の連絡・手散布に切り替える等の飛散防止対策に取り組んでいます。

きちんと
使用量を
守りましょう



「食育を語る会」に参加してみませんか!

近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加と過度の痩身思考、生活習慣病の増大、食品の安全性・信頼性問題、食糧自給率の低下、食品の浪費、伝統的食文化の喪失などの様々な問題が生じています。心と体の健康と豊かな人間性を育むための食育の推進について一緒に考えてみましょう。多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

- 日 時 平成18年7月11日(火) 午後1時30分～3時30分 (受付1時～)
- 場 所 山梨県自治会館(甲府市蓬沢1丁目15番35号 TEL055-237-5711)
- 対 象 消費者、農林水産物生産者、食品関連事業者、各種団体、学校関係者、行政
- 内 容 情報提供 食育基本法・食育推進基本計画の概要 等
講 演 一実践的な食育推進運動を展開するためにー
『食生活と知恵』
講師 山梨大学 教授
山梨県食育推進懇話会 会長 妻鹿絢子 氏
意見交換 県民運動として食育を推進するための意見交換
- その他 参加費無料、申込不要(事前に電話でご連絡いただけますと受付がスムーズになります。)
- 連絡先 食の安全・食育推進室 TEL055-223-1588 FAX055-223-1587

食中毒の発生しやすい季節です。

食中毒菌を“つけない、増やさない、やっつける”の3原則で食中毒を予防しましょう!

つけない

食品を菌に触れさせないために、手や調理器具をしっかりと洗い、食品はラップや容器に入れましょう。
台所用品は、いつも清潔にしましょう。

増やさない

冷蔵庫内の温度管理に気をつけ、食品は早めに食べきりましょう。

やっつける

十分に加熱して食品内部の食中毒菌を殺菌しましょう。

ご存知ですか？ ミネラルウォーター類とは

食品衛生法では、成分規格に「水のみを原料とする清涼飲料水をいう」とあり、別名「容器入り飲用水」のことです。また、農林水産省の「ミネラルウォーター類(容器入り飲用水)の品質表示ガイドライン」により、以下の4種類に分けられています。

- ナチュラルウォーター** 特定の水源から採水された地下水を原水とし、沈殿、濾過、加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないもの
- ナチュラルミネラルウォーター** 「ナチュラルウォーター」のうち鉱化された地下水(地表から浸透し、地下移動中又は地下滞留中に地層中の無機塩類が溶解した地下水(天然の二酸化炭素が溶解し、発泡性を有する地下水を含む)をいう)を原水とするもの
- ミネラルウォーター** 「ナチュラルミネラルウォーター」を原水とし、品質を安定させる目的等のためにミネラルの調整、ばっ気、複数の水源から採水した「ナチュラルミネラルウォーター」の混合等が行われているもの
- ボトルトウォーター** 「ナチュラルウォーター」「ナチュラルミネラルウォーター」及び「ミネラルウォーター」以外の容器入り飲用水

食品安全110番

食品の表示や安全に関する相談や情報などがありましたら、お気軽にお電話ください。

055-223-1638 受付時間 平日午前8:30～午後5:00



※ハガキ等による架空請求以外にも、悪質業者は、様々な手口であなたを狙っています。
次のようなときは、悪質商法にご注意ください。

こんなとき (悪質商法名)	主な勧誘の手口・特徴	主な対象商品 ・サービス
インターネット使用中に突然登録料等を請求されたとき 不当請求(ワンクリック詐欺)	パソコンや携帯電話で電子メールに添付されたアドレスや、無料サイト・バナー広告などにアクセス(ワンクリック)しただけで、突然アダルトサイト等につながり、いきなり「登録(入会)されました」と表示され、不当な料金を請求する。	金銭(登録料・情報料)
「在宅(内職)で高収入」などの広告で勧誘されたときは 内職商法	事前に保証金を要求したり、高い機械や材料を売りつけたり、講習会と称して高額な講習料を取るなどするが、ほとんど内職の仕事はこない。	宛名書き、ホームページ作成、データ入力、テープおこし、民芸品、日用雑貨
注文していない商品が送りつけられたとき 送りつけ商法(ネガティブ・オプション)	代金引換郵便などにより、商品を一方的に送りつけ、消費者に受け取った以上、支払義務があると勘違いさせて、注文していない商品の代金をだまし取るものです。	ビデオ、雑誌、新聞
見知らぬ業者が無料点検と言って訪問してきたとき 点検商法	家に上がり込み、「白アリの被害がある」「地震が来ると倒れる」「水が汚れている」「布団にダニがいる」などと不安をあおって新品や別の商品・サービスを契約させます。	白アリ駆除、床下換気扇、耐震工事、屋根工事、浄水器、布団
食料品や日用雑貨の無料配布などへの勧誘があったとき 催眠商法(SF商法)	安売り会や説明会などの名目で人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配り、得した気分にさせ、参加者を興奮状態にして、最後に高額な商品を割安だと錯覚させて売りつけます。	羽毛布団、健康布団(磁石・トルマリン・備長炭入りという布団)、健康食品、電気治療器具
モニターになれば商品が無料や格安という広告で勧誘されたとき モニター商法	モニターになって商品レポートの提出などをすると、商品が安くなるとか、モニター料といった名目で収入を得られるなどと勧誘して商品を購入させるものだが、粗悪な商品であったり、モニター料などは支払われない。	太陽光発電装置、着物、布団、浄水器、健康食品、美顔器、宝石、絵画、エスティック
電話で資格の教材・講座の勧誘があったとき 資格商法	電話で「受講すれば資格が取れる」「もうすぐ国家資格になる」などと執拗に勧誘し、講座や教材を契約させます。以前に受講等した人には、追加講座への勧誘や退会費用の請求など、二次的被害もあります。	各種資格の取得講座や教材
自宅へ消防署員や市町村職員などと名乗って、商品の販売にきたとき かたり商法	法律の改正等に便乗して、あたかも公的機関の職員であるかのように思わせ、信用させて粗悪な商品を高値で売りつけます。	火災警報器、消火器、浄水器、リースサービス

悪質商法の被害を未然に防ぐために

- ①生活に本当に必要な商品(サービス)かよく考える
- ②「無料」や「格安」など、勧誘の甘い文句を安易に信じない
- ③必要のない時は、曖昧な返事はせず、ハッキリと断る
- ④すぐにその場で決めずに、家族など周りの人と相談する
- ⑤普段から個人情報の取り扱いに注意する
- ⑥消費生活に関する知識・情報を身につける



消費生活に関する知識・情報を身につけるために

県民生活センターでは、消費者の自立を支援するため、地域の各種団体や、高校・大学などからの要請に基づき、消費者啓発のための出前講座へ講師の派遣等を行っています。

お気軽にご相談ください。(055-223-1571)

